

令和5年度（2023年度）  
事業報告書

2023年4月1日から

2024年3月31日まで

公益財団法人 東京エムオウユウ事務局

## 第1章 はじめに

国際海運では早くから航海自由の原則が確立され、船舶の国籍を問わず国際航路に参入できるようになっています。このため、競争が激しくなるとともに、船会社は所有船の船籍を優遇税制等の措置により船舶の誘致・置籍を図っている国(便宜置籍国)に置き、コスト削減を図るようになりました。

船舶の安全・環境保護に関する規制は、国際条約に基づき、船舶が船籍を置く国(旗国)が第一義的責任を負っています。しかし、初期の便宜置籍国は、条約で定められた安全・環境保護規制を実施するための十分な能力を持たず、便宜置籍国の船舶が世界各地で事故を起こし、油流出による海洋汚染や沈没による航路障害を引き起こしました。1978年には便宜置籍国に船籍を置く巨大タンカーが操舵装置の故障からフランス沖で座礁し大量の原油を流失、沿岸国に多大の被害をもたらしました。

事故の影響を被った欧州各国は、寄港する外国船舶が国際基準に定められた要件に適合しているかを確認する必要があるとの認識を持ち、国際条約上認められた Port State Control(PSC:寄港国船舶検査)と称される立入検査によりこの確認を行うこととしました。しかしながら、PSCを着実に実施していくためには、次のような問題がありました。

1. 近隣の港湾間で、検査内容に差異があると、例えばA港が厳しく隣接するB港が安易なPSCを行えば船舶はB港に流れるといった、不適切な競争を招くおそれがあること。
2. 船側にとっては、寄港国毎に立入検査を受けることとなると円滑な運航に支障を来すこと。

これらを解決するには、地域内において統一的な手法によりPSCを実施するとともに、地域内のある港におけるPSCで問題ないと判定された船舶については一定期間同地域内ではPSCを実施しないなどの措置を講じるために地域内で検査結果を共有するといった国際協力が必要になります。このため、欧州各国は、1982年にパリで「PSCに関する地域協力に関する覚書(Memorandum of Understanding)」(パリMoU)を採択しました。パリMoUにより欧州ではPSCが組織的に実施されるようになり、国際基準を満足しない船舶(サブスタンダード船)が減少しました。

国連の専門機関である国際海事機関(IMO)は、パリMoUの成果を踏まえ、他の地域でも同様の措置を講じることを促すため、「PSCに関する地域協力の促進に関する総会決議」を1991年に採択しました。これとほぼ同時期に日本がイニシアティブをとりアジア太平洋地域においても同様な国際協力の枠組みを構築するための検討が行われ、1993年に東京で「アジア太平洋地域におけるPSCの地域協力に関する覚書」(東京MOU)が採択されました。現在、日本、豪州、カナダ、中国、韓国等のほか、ベトナム、インドネシア等の発展途上国やバヌアツ、パプアニューギニア島の島嶼国を含めた22の国・地域のPSC実施当局が東京MOUの加盟当局になっています。

PSCに係る地域協力を実効あるものとするには、PSCに関する検査手法の統一、検査情報の共有、情報公開などに関する詳細を定めなければなりません。これには、加盟当局間の意見調整が必要になります。また、統一的な検査手法の徹底や検査情報システムの円滑な運用を図るためには、PSC関係職員に対する研修・訓練が必要になります。

本財団は、東京MOU加盟当局間の意見調整などを円滑に実施できるようにするためのMOU事務局事業と、各加盟当局のPSC関係職員の研修等を企画・実施する研修事業を行っています。なお、アジア太平洋地域には発展途上国も多く、東京MOUにより多くの国が参加できるように日本の民間資金(日本財団の助成金)を活用し各国の資金負担を軽減しています。

## 第2章 事業報告

2020年当初から世界的に拡大した新型コロナウイルス感染症は、2022年度後半になって漸く制御可能となり、多くの国で感染拡大防止に係る海外渡航制限の緩和が図られるようになりました。各国の感染拡大防止策により大きな影響を受けてきた海運業界も2023年にはほぼ新型コロナウイルス感染症の世界的拡大(パンデミック)前の状況に戻って来ました。2023年(暦年)における東京MOU加盟当局におけるPSC検査件数はパンデミック前(2019年)の水準まで回復してきたほか、昨年度に引き続きPSC委員会を対面方式で開催できたことに加えパンデミックの影響で中止又は延期を余儀なくされていた研修事業についてもパンデミック前と同様の対面方式で再開するなど、今年度、本財団の活動もほぼパンデミック前の状況に戻りました。

### 1. MOU事務局事業

- 1.1 東京MOUには2023年度末現在22の国・地域のPSC当局が加盟しており、加盟当局責任者の会合であるPSC委員会を毎年ほぼ1回各国持回りで開催しています。本財団は、PSC委員会の事務局の役割を担っており、委員会開催の日程調整、提案文書の回章、事務局提案文書作成及び委員会での説明、委員会報告書の作成等を行っています。2023年が東京MOU署名30周年に当たることから30周年記念会合として2023年10月30日～11月2日に横浜にて、加盟当局及び準加盟当局並びに13のオブザーバーの出席の下、第34回PSC委員会を開催しました。本PSC委員会での主な決定事項等は、次のとおりです。

#### (1) メキシコを正式加盟当局として承認

第29回PSC委員会(2018年11月開催)にて準加盟当局として認められたメキシコについては、第33回PSC委員会(2022年11月開催)にて4年間に亘る準加盟当局としての活動がMOUに定める加盟当局の資格要件に適合していることが確認されたため、メキシコからの正式加盟当局申請を受け、3加盟当局代表(カナダ、日本及びロシア)及び事務局で構成される加盟当局資格審査チームによる現地調査等が行われました。同調査結果等を踏まえ今回のPSC委員会においてMOUの加盟当局資格要件に適合していることが確認され、2023年10月30日付けで、メキシコが22番目の正式加盟当局として満場一致で認められました。また、これに伴うMOUの改正について、同日付けで実施することが承認されました。

#### (2) 東京MOU署名30周年

2023年が東京MOUの署名30周年に当たることから、PSC委員会としてこれを祝すとともに、参加各当局は、これまでの顕著な活動実績を振り返りつつ今後の更なる発展への決意を新たにしました。また、委員会として、発足当初から特に技術協力事業に対し、多大かつ継続的なご支援をいただいている日本財団に対し、深い感謝の意を表明するとともに、笹川陽平日本財団会長の東京MOUに対するご理解とかけがえのない御貢献に改めて参加者一同衷心からの謝意を表明し、同会長あてにPSC委員会議長・事務局長の連名で感謝状を発出することを決定しました。

#### (3) 戦略計画等の改正採択

東京MOU戦略計画、戦略方針及び行動計画に関し、東京MOUが漁船に関するPSCやサイバーセキュリティ対策などの新たな課題や困難な状況に積極的かつ効果的に対応し得るよう改正を行いました。また、第3回パリMoU・東京MOU合同閣僚会合で採択された閣僚宣言のフォローアップ状況の確認手法の見直しについても合意しました。

#### (4) 新型コロナウイルスの世界的拡大(パンデミック)の影響

本年5月にWHOによる新型コロナウイルスに係る緊急事態宣言終了の発表を受けパンデミックに伴うPSCに係る暫定措置を撤廃した結果、域内のPSC活動はほぼパンデミック前の水準に戻っていることを確認しました。一方、パンデミック後に拘留率が上昇していること

に注目し、パンデミック期間中に十分な保守が行われなかったこと等が原因となっている可能性がある旨指摘されました。このため、今後も引き続きPSCデータの動向に注視し、パンデミックの影響を評価・分析していくことに合意しました。

(5) PSCガイドラインの見直しの検討

IGCコードに関するPSCガイドラインを新たに採択したほか、既存のガイドラインの改正を行いました。また、関係条約の改正等に伴うPSCガイドラインの改正等を適時適切に行うため、PSCガイドラインの見直しに係る効果的なスキームの立案及び同スキームに従った見直しを行うため、会期間作業部会を新たに設置しました。

(6) 集中検査キャンペーン(CIC)

2022年に実施したSTCWに関するCICの報告書を承認しました。また、2023年9月から11月にかけて実施中の火災安全に関するCIC実施状況の中間報告を受けるとともに、2024年に実施するMLC(船員の賃金と雇用契約)に関するCICの実施方法について基本的に合意しました。また、2025年度以降のCICの実施方法の検討に係る会期間作業部会の審議状況を確認しました。

(7) PSCデータシステム(APCIS)のバックアップ方策

2022年7月にサイバー攻撃によりAPCISデータの一部が損壊し復旧に時間を要した経験を踏まえ、サイバー攻撃等の脅威に対抗するためAPCISデータ及びシステムのバックアップの必要性が強く認識され、バックアップ方策を検討するための会期間作業部会を設置し早急に方策を取り纏めることに合意しました。

(8) 技術協力

全ての技術協力事業(セミナー、一般研修、専門家派遣、PSC検査官交流)が対面方式で再開されたことを確認しました。また、技術協力事業に対する日本財団の継続的な支援に改めて感謝の意が表明されました。

(9) 財政報告

2022年度の事務局及びデータセンター(APCIS)の財政報告が行われ、長年に亘る日本財団の御支援に関し感謝の意が表明されました。

(10) その他の審議事項

毎月公表している劣悪船リスト(Under-performing ship list)に劣悪船に条約証書を発給している政府代行機関名を追加、公表することとしました。また、前回会合に引き続き、漁船のPSCに関する進捗状況の確認、ガイドライン案の承認を行ったほか、船舶リスク評価指標に使用する旗国及び政府代行機関のパフォーマンス評価計算方法について審議を行いました。



第34回PSC委員会(横浜)

- .2 東京MOUでは、PSC委員会の会期間にインターネットを介し審議を行うための作業部会を設置しています。本財団は、メーリングリストの整備、部会討議への助言等を行い、作業部会が円滑に進捗するような支援を行いました。
- .3 2023年5月8日、東京MOUの2022年の活動状況をとりまとめたAnnual Report 2022を公表しました。同ReportにはPSC委員会の決定事項、研修等の開催状況、加盟当局が実施したPSC検査データの概要、当該データに基づき作成した旗国、政府代行機関別のパフォーマンス一覧等が記載されており、本財団が原案を作成し加盟当局の了承を得て公表しています。
- .4 2023年5月15日から19日にクラーニ(スロベニア)にて開催されたパリMoU第57回PSC委員会に東京MOUを代表して参加し、東京MOUの活動状況の報告や集中検査キャンペーンの合同実施についての協議を行うとともに、情報交換を行いました。
- .5 2023年6月5～8日、シドニー(オーストラリア)にて開催された第23回アジア太平洋海上保安機関長官級フォーラム(APHoMSA)に参加し、東京MOUの活動状況について報告するとともに、情報交換を行いました。
- .6 2023年7月31日から8月4日にIMO本部(ロンドン)において開催された第9回条約等実施小委員会(III9)に東京MOUを代表して出席し、東京MOUの活動状況等について報告を行うとともにPSC手続きに関する総会決議改正案の作成等PSCに関する審議に参加しました。
- .7 2023年9月18日から22日に加盟当局資格審査チームの一員としてメキシコに赴きPSC実施状況等についての現地調査を行い、その結果をメキシコに係る加盟当局資格審査報告書として取りまとめ、第34回PSC委員会に報告しました。
- .8 2023年11月14日から16日までIMO本部にて開催された第8回PSCワークショップにPSC委員会議長及びAPCIS管理者とともに東京MOUを代表して出席し、東京MOUの活動状況について報告するとともに地域PSC協力組織の諸課題等について他地域PSC協力組織関係者等と意見交換を行いました。
- .9 PSC委員会で決定した基本方針に基づきPSC標準マニュアルの改訂作業を進め、2023年7月20日及び2024年1月10日に各国へ改訂版を送付しました。

## 2. 研修事業

アジア太平洋地域内で統一的にPSCを実施するため、本財団はPSC検査官等に対する研修・訓練を企画、実施しています。研修等の計画は、PSC委員会の意見を聴取し5年毎に見直しています。また、アジア太平洋地域には途上国も多いため、当財団が研修等に参加する途上国職員や途上国へ派遣する専門家の旅費などを支援しています。

- .1 加盟当局の要請により以下の専門家派遣事業を実施し、当財団は専門家派遣に係る旅費を負担しました。
  - (1) 2023年5月15～19日、オーストラリア及びニュージーランドからバヌアツへ専門家各1名を派遣し、実務的研修(講義及び船上実習)を実施しました。11名のPSC検査官等が参加しました。
  - (2) 2023年9月14～21日、日本からフィジーへ専門家2名を派遣し、実務的研修(講義及び船上実習)を実施しました。12名のPSC検査官等が参加しました。
  - (3) 2023年10月9～13日、オーストラリアからフィリピンへ専門家2名を派遣し、実務的研修(講義及び事例研究)を実施しました。25名のPSC検査官等が参加しました。
  - (4) 2023年10月9～13日、日本からマレーシアへ専門家2名を派遣し、実務的研修(講義及び船上実習)を実施しました。30名のPSC検査官等が参加しました。
  - (5) 2023年11月11～15日、カナダからペルーへ専門家2名を派遣し、実務的研修(講義及

び船上実習)を実施しました。18名のPSC検査官等が参加しました。

- .2 2023年4月17日～9月7日、第11回一般研修を実施しました。4月17日～6月30日にDLP(遠隔学習プログラム)による事前学習を行い、事前学習を終了した研修生を対象に、8月16日～9月7日、日本において、座学研修及び船上実習を行いました。本研修には、域内14カ国、域外8カ国から合計22名が研修生として参加(このほか域内2カ国計2名が事前学習のみ参加)したほか、パリMoU事務局職員がオブザーバーとして参加しました。当財団は域内途上国からの参加者11名の旅費等、IMOは域外からの参加者7名の旅費等を負担しました。
- .3 2023年7月11・12日、オンライン方式にて第30回セミナーを当財団主催により実施し、2022年に実施した集中検査キャンペーン(STCW)の結果及び2023年に実施予定の集中検査キャンペーン(火災安全)に係るガイドラインについての講義を行いました。同セミナーには66名(域内50名、域外11名、事務局5名)が参加しました。
- .4 2024年2月26～29日、オークランド(ニュージーランド)にて対面方式により第31回セミナーを実施し、パンデミック後に不適合が多く見受けられる機関の検査方法や新たに制定された検査ガイドラインに関する講義、旗国から拘留措置の見直し要請があった事案等に関する事例研究などを行いました。本セミナーには、19カ国・地域から31名のPSC検査官等が参加しました。当財団は開催費用の大半及び域内途上国参加者11名の旅費等を負担しました。
- .5 2024年3月4～7日、EMSA本部(リスボン)にて開催されたパリMoU初任PSC検査官研修にオブザーバーとして参加し、東京MOUにおける研修の見直し等に関する情報を収集するとともに関係者と意見交換を行いました。
- .6 2020年度に作成した、PSC関係条約等の規定内容を解説する一般研修事前学習用教材(24科目32教材)について、最新の条約改正を踏まえ所要の更新を行いました。

### 3. 東京MOU設立30周年記念事業

2023年が1993年12月に東京で東京MOUの署名が行われてから30周年の節目の年に当たることから、30年間の事業成果検証評価分析を行い、その結果等を記念冊子として取りまとめ、ホームページ上で公表するとともに関係者に配布しました。また、関係業界代表を招いて祝賀式典を開催するとともに記念レセプションの開催等の祝賀行事を行いました。

### 第3章 管理業務

#### 1. 理事会及び評議員会

本年度の理事会及び評議員会等の開催状況は、次のとおりです。

- .1 第30回理事会:2023年6月7日、議題＝特定費用準備資金取扱規程の制定、特定費用準備資金の保有、2022年度事業報告案、決算報告案、定時評議員会の開催、報告事項＝業務執行理事職務状況報告・
- .2 第17回評議員会:2023年6月28日、報告事項＝2022年度事業報告及び決算報告、特定費用準備資金の保有
- .3 第31回理事会:2024年3月22日、議題＝職員給与規程及び旅費規程の改正、2024年度(令和6年度)事業計画案及び予算案、評議員候補者の推薦、評議員会(書面)の開催、評議員選定委員会外部委員の選任、報告事項＝業務執行理事職務執行状況報告、情報システム拠出金の当面の取扱い

#### 2. 事務局組織

2023年度末の本財団組織図は、別添のとおりです。

#### 3. 財産等

- .1 2023年度末の基本財産は5千万円であり、長期国債で運用し満期保有目的債券としています。本財団の最も大きな財産である研修事業基金(2023年度末簿価:約20億17百万円)は、各種債券、公社債投信及び銀行預金で運用し時価評価をしています。
- .2 本財団の主な収入は、各国拠出金、日本財団助成金及び研修事業基金運用益です。

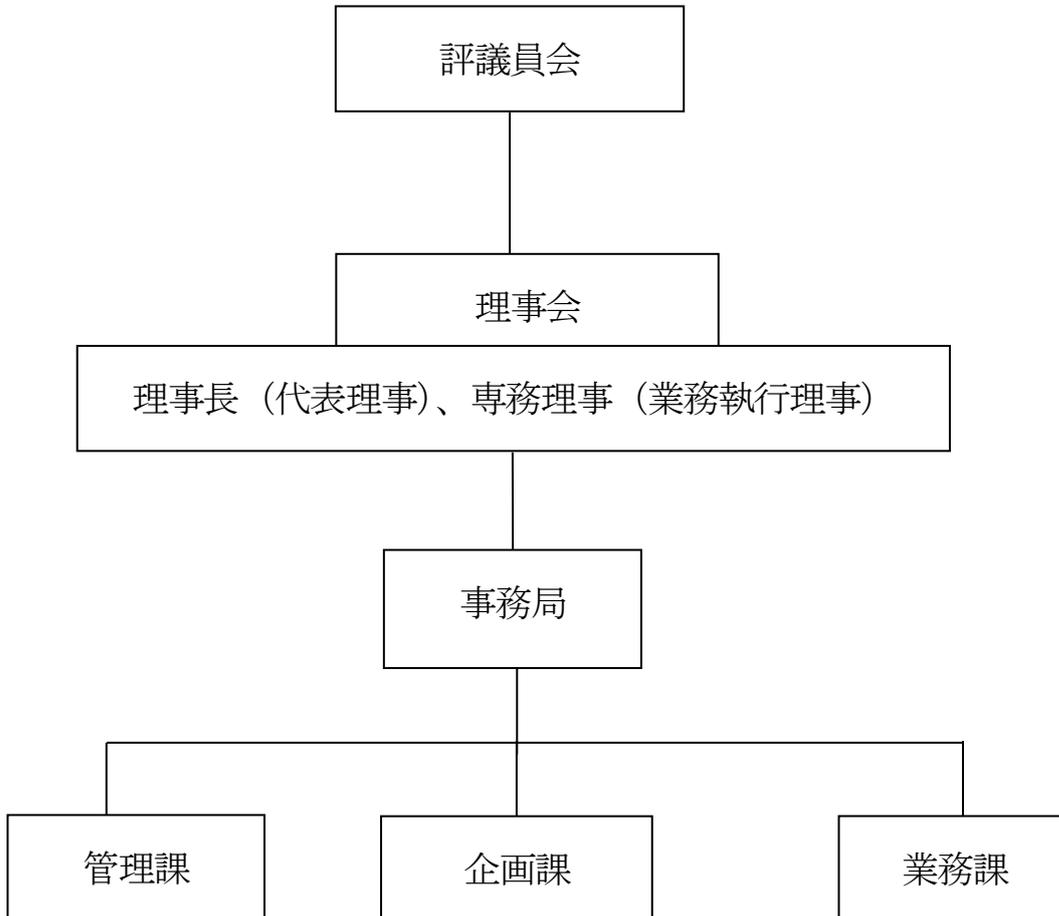
#### 4. その他

事務局の外国人職員が2026年度末に定年を迎えることから、後任候補者を選定するため、2023年4月及び8月に中国に赴き、中国海事局にて候補者の面接等を行い、候補者を選定しました。

組織図

別添

2024年3月31日現在



#### <附属明細書の作成について>

上記の事業報告に関して、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項に規定されている附属明細書によりその内容を補足すべき重要な事項はありませんので、附属明細書は作成していません。